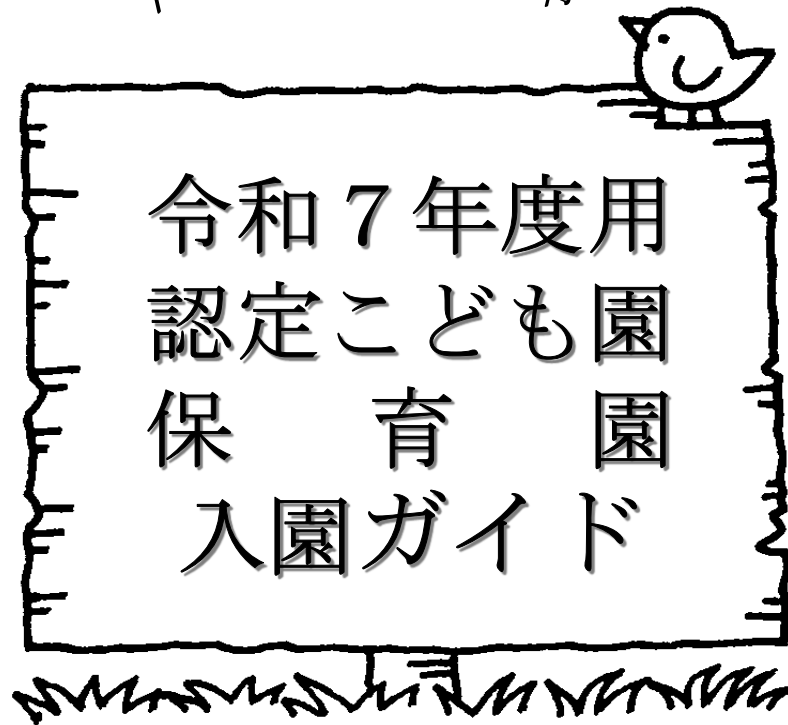




も く じ

1	入園申請について	P 1
2	施設・認定の種類と保育の必要性	P 2
3	保育認定について	P 3
4	提出書類について	P 4
5	就労状況や家庭状況などに変更があった場合	P 6
6	保育料について	P 6
7	3号認定 保育料基準額	P 7
8	副食費（おかず・おやつ代）について	P 9
9	保育料算定における家計の主宰者の認定について	P 9
10	保育料の納入方法	P 10
11	滞納整理	P 10
12	預かり保育の無償化について	P 11
13	Q & A	P 12
14	認定こども園・保育園一覧表	P 13



1 入園申請について

(1) 令和7年度 新規入園（令和7年4月入園）

ア 募集期間

令和6年10月10日（木） から 令和6年11月8日（金） まで

※ 1号、2号、3号認定については「2（1）施設・認定の種類（P.2）」をご確認ください。

※ 1号認定を希望する場合は早めに各施設にお問い合わせください。1号認定の入園は各施設において選考を行うため、定員などにより申請を受け付けられない場合があります。

※ 令和7年3月10日（月）まで申請を受け付けますが、上記期間内の申請が優先されます。

イ 提出場所

第1希望の施設

※ 2号認定、3号認定はマイナポータルから電子申請ができます。

※ 必要書類は「4 提出書類（P.4～5）」をご確認ください。

ウ 入園選考

定員以上の申込みがあった場合は入園選考を行います。2号認定と3号認定は、保育の必要性や家庭の状況などにより審査し、優先度の高い児童から入園を決定します。

そのため、第2希望、第3希望の施設をご案内することがあります。いずれの施設も定員に達している場合は入園できないことがありますのでご了承ください。

令和7年1月下旬頃に入園を決定し、認定通知等を送付します。

なお、募集期間後に提出された二次募集分については2月中旬頃、三次募集分については3月中旬頃に決定し、認定通知等を送付することになりますのでご了承ください。

(2) 令和7年度 途中入園（令和7年5月以降の入園）

ア 提出期限

入園を希望する月の前月10日（休日の場合は直前の開庁日）

※ 例：7月1日～7月31日までの期間に入園を希望する場合は、6月10日までに申請書を提出

※ 各園の空き状況は市役所本庁子育て支援課にお問い合わせください。

イ 提出場所

1号認定：第1希望の施設

2号認定と3号認定：市役所本庁子育て支援課、各支所地域振興課市民係
(マイナポータルから電子申請することもできます。)

※ 必要書類は「4 提出書類（P.4～5）」をご確認ください。

ウ 入園選考

入園申請者多数の場合は調整を行います。

提出期限後2週間程度で入園を決定し、認定通知等を送付します。

(3) 市外の施設への入園希望または市外在住者による十日町市の施設への入園希望

ア 十日町市に住民登録されている児童が市外の施設に入園を希望する場合

申請書類の書式及び提出先は十日町市になりますが、募集期間は施設が所在する各市区町村で定めているため、事前にご確認のうえ余裕をもって申請してください。

イ 他の市区町村に住民登録されている児童が十日町市の施設に入園を希望する場合

(ア) 十日町市に転入する場合

この入園ガイドに基づき申請書を提出してください。入園に必要な認定や利用決定、通知書等の発送は転入後に行います。そのため、入園日前日までに転入しなかった場合は入園することができません。

(イ) 十日町市に転入しない場合

申請書類の書式及び提出先は住民登録されている市区町村になりますが、提出期限は当市が設定する期限となりますので余裕をもって申請してください。

2 施設・認定の種類と保育の必要性

(1) 施設・認定の種類

各施設を利用するためには認定を受ける必要があります。児童の保護者の就労等の状況により、市が認定します。

施設	認定こども園		保育園	
	幼稚園機能部分	保育所機能部分	認可保育園、地域保育園	小規模保育事業所
内容	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設		就労などを理由に家庭で保育ができない 保護者に代わり、児童を保育する施設	
認定	1号認定	2号認定または3号認定		3号認定
対象	3歳以上の児童	保育を必要とする事由に該当する世帯の児童（次頁（2）参照）		

※当ガイドでは認定及び年齢について次のように表記しています。

令和6年4月2日以降生まれ	0歳児	3号認定
令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ	1歳児	
令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ	2歳児	
令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ	3歳児（年少）	1号認定（施設によっては満3歳から受入可） 2号認定
令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ	4歳児（年中）	
平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	5歳児（年長）	

※小規模保育事業所・・・3歳未満の児童を保育する利用定員6人以上19人以下の事業所

年少クラス以上の児童は連携施設で受け入れ（詳細はP.13）

(2) 保育の必要性

2号認定・3号認定（保育の利用に必要な認定）を受けるためには、児童の保護者がいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	入 園 期 間
1 月 48 時間以上の就労（外勤・自営業・農業・内職等）	小学校就学前まで
2 妊娠・出産	産前産後各 2 か月（※1）
3 疾病・障がい（疾病・負傷・精神や身体の障がい）	原則として医師の診断書等に記載されている期間
4 親族の介護・看護	
5 災害復旧（震災・風水害等の災害復旧にあたっている）	市長の認める期間
6 求職活動・起業準備（一時預かりで対応不可の場合のみ）	3 か月
7 就学（学校、職業訓練校に通っている）	卒業または修了の日まで
8 育児休業（休業取得時に、すでに施設利用の子どものみ）（※2）	育児休業終了の日まで
9 その他（1 から 8 のほか、家庭での保育が困難な場合）	市長の認める期間

※1 医師の診断等により母体の安静が必要と認められる場合はこの限りではありません。

※2 育児休業を理由とした新規の入園はできません。

在園中に育児休業を取得した際に、施設の継続利用を認める制度です。

注）新潟県パートナーシップ制度を利用して申込みをされる場合はご相談ください。

3 保育認定について

2号認定・3号認定を受ける方については、勤務時間などにより「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかを認定します。

認定区分	1日あたりの 保育利用可能時間	該当する保育の必要な事由
保育標準時間	最長 11 時間	就労（保護者がともに月 120 時間以上）、妊娠出産、災害復旧
保育短時間	最長 8 時間	就労（保護者がともに月 48 時間以上でいずれかが 120 時間未満）、求職活動、育児休業 など

※利用可能な時間帯は、施設により異なります。

※上記の例示以外の保育必要量は、個別に判断します。

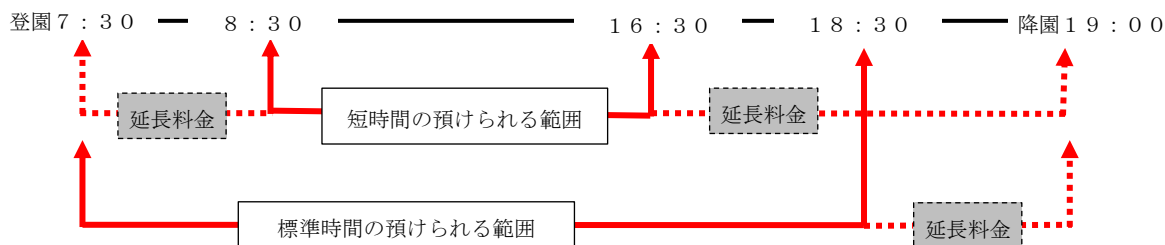
※保育標準時間認定と保育短時間認定では、毎月の保育料が異なります。（保育料は P. 7 を参照）

◆保育標準時間で認定可能な人 ⇒ 保育短時間認定を選択することができます。

◆保育短時間認定となる人 ⇒ 具体的かつ合理的な理由があれば保育標準時間認定を選択できる場合があります。（原則、私用では認められません）

<保育標準時間・短時間の考え方（2号・3号認定）>

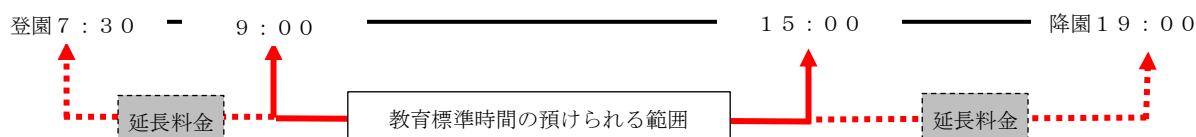
例）開所時間が7：30～19：00、保育標準時間を7：30～18：30、
保育短時間を8：30～16：30に設定している施設に、7：30～19：00まで預けた場合。



.....➡ 延長料金が発生する範囲（料金は施設によって異なります。）

<教育標準時間の考え方（認定こども園・1号認定）>

例）開所時間が7：30～19：00、教育標準時間を9：00～15：00に設定している施設に、
7：30～19：00まで預けた場合。



.....➡ 延長料金が発生する範囲（料金は施設によって異なります。）

4 提出書類について

入園申込書類は、各施設、市役所本庁子育て支援課⑪番窓口、各支所地域振興課市民係に配置しているほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

(1) 1～3号認定共通

- ①入園申込書（教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書）
- ②入園申込児童健康状況等調査票
- ③入園申込みチェックシート
- ④転入に関する誓約書（申請時に市外在住の人のみ）
- ⑤所得課税証明書（P.12「Q6」参照）



(2) 2号、3号認定のみ

⑥保育の必要性を証明する書類（児童の保護者それぞれの分が必要です。）

保育を必要とする理由		必要書類	添付書類（いずれか1つ）
就 労	外勤（内定含む）	就労証明書	
	内職		委託契約書・納品書・領収書の写し
	農業		確定申告書・出荷伝票の写し
	自営業		確定申告書・営業許可書・開業届の写し
出 産	出産前後	母子手帳の写し（母の氏名・出産予定日を記載してあるページ）	
疾 病 等	疾病・負傷・障がい等	病人看護・疾病申立書	医師の診断書・障がい者手帳・療育手帳・介護保険証の写し
介 護	親族の介護・看護		
災害復旧	災害復旧	罹災証明書の写し	
就 学	就学	就学証明書	学校等の証明
求 職	求職活動（起業準備含む）	求職活動申立書	ハローワーク受付票の写し

※きょうだい2人以上で申し込む場合、③④⑤⑥は一方に原本を添付し、他方はコピーで構いません。

※新潟県パートナーシップ制度を利用して申込みをされる場合はご相談ください。

マイナンバーと本人確認について

マイナンバーを記載することにより、転入者が提出する所得課税証明書（P.12「Q6」参照）が不要になります。マイナンバーを記載して入園申込書を提出する場合は、提出する保護者の「個人番号確認」及び「本人確認」を行います。

(1) マイナンバーカードがある場合

提出する保護者のマイナンバーカードを提示または写しを添付してください。

(2) マイナンバーカードが無い場合

提出する保護者の「ア」と「イ」の書類を提示または写しを添付してください。

ア 個人番号確認を1点

個人番号記載の住民票の写し、住民票記載事項証明書、通知カード（※）

※ 令和2年5月24日以前に発行された通知カードで、記載されている氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る。

イ 本人確認（（ア）または（イ））

(ア) 顔写真付き証明書を1点

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

(イ) その他本人確認書類を2点

公的医療保険の被保険者証または資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、公共料金領収証（電気、ガス、水道、電話）など

5 就労状況や家庭状況などに変更があった場合

申し込んだ内容に変更があった場合は、速やかに各施設もしくは市役所子育て支援課・各支所で手続きをしてください。（保育料が変更となる場合があります。）

保育の認定内容の変更が必要な場合

離職、就職、勤務時間変更、妊娠・出産、育児休業 など

家庭状況の変更が必要な場合

転居、結婚または離婚、保護者の変更、家族構成の変更、障がい者手帳の取得・更新 など

認定内容、各種減免の変更については、変更手続きの『翌月から適用』となります。

6 保育料について

1号認定と2号認定および3号認定のうち住民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。
保育料は、原則として児童の保護者それぞれの市民税所得割額（調整控除以外の税額控除適用前の金額）の合算により算定します。（P. 7 参照）

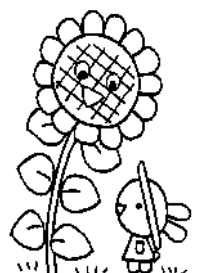
※ ただし、家庭状況によっては、児童と生計を同一にする世帯員（祖父母など）の課税額により保育料を算定する場合があります。（P. 9 参照）

<保育料無償化の年齢別区分イメージ図>

	0歳児～2歳児 (3号認定)	3歳児～5歳児 (1号認定、2号認定)
第1子	0円～38,200円	無 償
第2子		
第3子		
	第2子は半額になる場合有 ひとり親世帯等は第2子から無償となる場合有	
	第3子は無償になる場合有	

※第2子及び第3子の減免はP. 8 参照。

※1号認定児および2号認定児は、副食費がかかります。



7 0歳児～2歳児（3号認定） 保育料基準額

（単位：円）

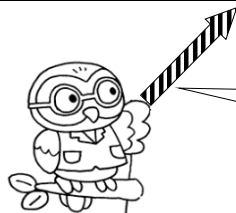
階層 区分	定義	徴収基準額（月額）		階層 区分	定義	徴収基準額（月額）	
		標準	短時間			標準	短時間
1	生活保護世帯	0	0	9	所得割課税額 80,000円以上 97,000円未満	24,500	24,000
2	住民税非課税世帯	0	0				
3A	所得割課税額 24,000円未満	2,700	2,600	10	所得割課税額 97,000円以上 110,000円未満	27,100	26,600
3B		9,700	9,500				
4A	所得割課税額 24,000円以上 30,000円未満	3,500	3,400	11	所得割課税額 110,000円以上 135,000円未満	31,300	30,700
4B		12,200	11,900				
5A	所得割課税額 30,000円以上 48,600円未満	4,200	4,100	12	所得割課税額 135,000円以上 169,000円未満	34,500	33,900
5B		14,500	14,200				
6A	所得割課税額 48,600円以上 60,000円未満	5,600	5,500	13	所得割課税額 169,000円以上 260,000円未満	36,500	35,800
6B		18,100	17,700				
7A	所得割課税額 60,000円以上 77,101円未満	6,600	6,500	14	所得割課税額 260,000円以上 301,000円未満	37,800	37,100
7B		21,200	20,800				
8	所得割課税額 77,101円以上 80,000円未満	21,200	20,800	15	所得割課税額 301,000円以上	38,200	37,500

※A・・・ひとり親家庭や障がい者を有する世帯 B・・・A以外の世帯

※標準・・・保育標準時間認定 短時間・・・保育短時間認定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市民税所得割額より算定 （令和5年分の所得に基づく課税額）						令和7年度の市民税所得割額より算定 （令和6年分の所得に基づく課税額）					

※令和6年度の
市民税所得割額は
定額減税反映後の
金額により算定



4～8月、9～3月で
保育料が変わります！

【重要】

住民税額が確定していない保護者がいる世帯（未申告や保育料決定に必要な書類の提出がない保護者）の保育料は、最高額で決定します。

<保育料の減免>

多子世帯、ひとり親世帯や障がい者手帳等をお持ちの人が同一世帯にいる場合、保育料が軽減されることがあります。

■多子世帯

	内容	金額
①きょうだい同時通園（複数通園）	きょうだいが2人以上入園	2人目は基準額の半額 3人目以降は無料
②年収約360万円未満世帯※	年齢に関係なく、生計が同一の最年長のお子さんから1人目、2人目と数える	2人目は基準額の半額 3人目以降は無料
③市独自軽減	18歳以下のお子さんが3人以上いて、そのうち、3人目以降のお子さんが入園	入園児童の保育料は <u>無料</u>

※「年収約360万円未満世帯」の考え方について

- 父母の市民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯
障がい者世帯等の場合は77,101円未満の世帯

■ひとり親世帯

保護者が一人で児童を養育している場合、下記添付書類を提出ください。対象となる階層に該当する場合は、第2子から保育料が無料となります。

添付書類（写し）	対象となる階層
・児童扶養手当証書 ・ひとり親医療費助成受給者証 ・手当等の却下通知 ・戸籍謄本（手当等の申請をしない場合）	3 A、4 A、5 A、 6 A、7 A

■障がい者世帯

障がい者手帳等をお持ちの人が同一世帯（住民票が同一であること。同居していても世帯分離している場合は対象外。）にいる場合、下記添付書類を提出ください。対象となる階層に該当する場合は、第2子から保育料が無料となります。

添付書類（写し）	対象となる階層
・身体障害者手帳または療育手帳 ・特別児童扶養手当の受給者証 ・国民年金の障害基礎年金等の受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳	3 A、4 A、5 A、 6 A、7 A

*上記のほか、里親委託制度を利用している場合は、どの階層でも無料となります。

8 副食費（おかず・おやつ代）について

1号認定と2号認定のお子さんは、副食費がかかります。公立保育園の場合、月額4,800円です。

保育料と同様に市に納付していただきます。その他の施設は、施設ごとに金額や納付方法が異なります。

また、以下の要件のいずれかに該当する場合は副食費の徴収が免除されます。

(1) 1号認定

ア 市民税所得割課税額 ⇒ 77,101円未満

イ 「ア」に該当しない世帯で、小学校3年生以下の児童から数えて3人目以降の児童

(2) 2号認定

ア ひとり親世帯等の市民税所得割課税額 ⇒ 77,101円未満

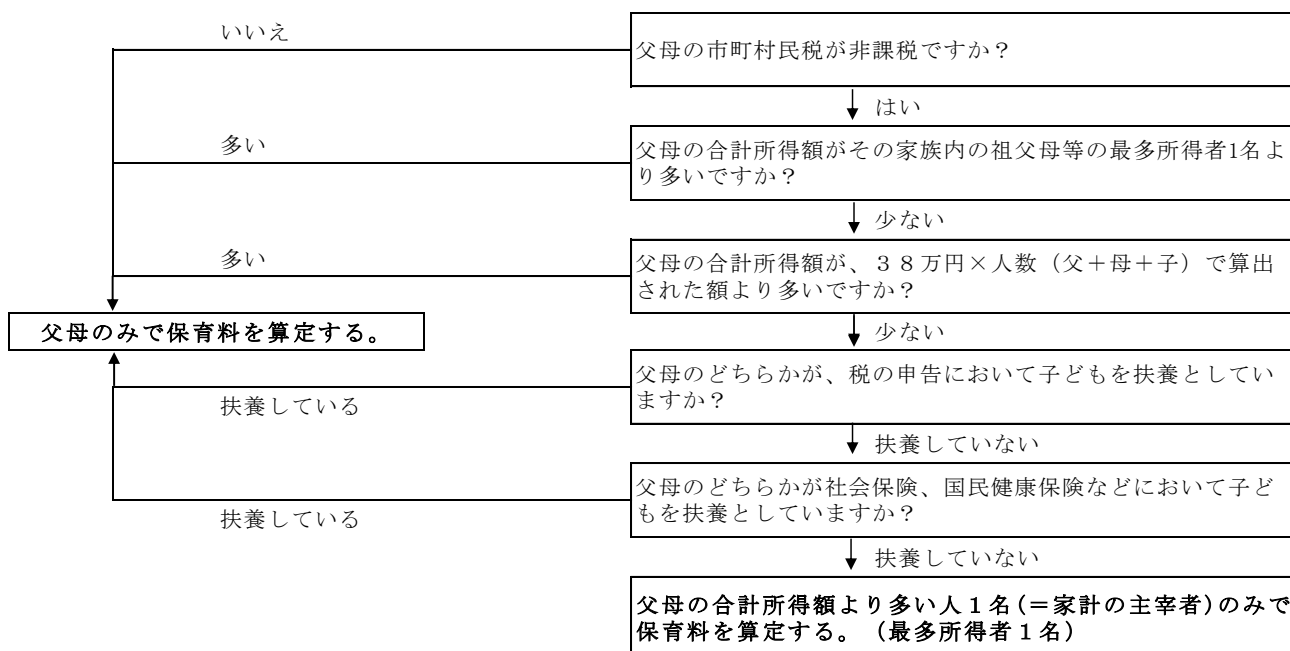
上記以外の世帯の市民税所得割課税額 ⇒ 57,700円未満

イ 「ア」に該当しない世帯で、小学校就学前の児童から数えて3人目以降の児童

※保育料同様、4月～8月は令和6年度、9月～3月は令和7年度の課税状況により判定

9 保育料算定における家計の主宰者の認定について

次の場合には、父母の市町村民税額ではなく、家計の中心となる人（家計の主宰者）の市町村民税により保育料を算定します。



※ ひとり親家庭については、児童扶養手当の受給がある場合は、母（父）を家計の主宰者として認定する。（ただし、全額停止中の場合は除く）

10 保育料の納入方法

(1) 認定こども園、小規模保育事業所を利用する場合

保育料は施設が徴収します。施設によって納入日が異なりますので、詳しくは施設に問い合わせてください。

(2) 保育園（認可、地域）を利用する場合

保育料（公立の場合は副食費を含む）は市が徴収します。保育料の納期限は毎月末日です。（ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌営業日（平日））

【口座振替】・・・毎月月末（休日の場合は翌営業日）に指定口座から引落としになります。

※当市では原則として口座振替をお願いしています。

【納入通知書】・・・毎月 15 日頃に発送する納入通知書により金融機関等の窓口で現金納付するか PayPay または LINE Pay アプリで電子マネーにより納付していただきます。

■ 口座振替手続きのご案内

市内に店舗がある金融機関の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

※金融機関で手続きしてから実際に口座振替となるまでは少々時間がかかります。手続き完了までは郵送される納入通知書でお納めください。

※以前にきょうだいが保育園に入園していて、口座振替の手続きをした方は、金融機関で停止の手続きがなければ既に登録されている口座から引落としとなります。変更を希望する場合は金融機関で手続きを行ってください。

11 保育料の納入遅延に関して

(1) 認定こども園、小規模保育事業所を利用する場合

保育料は施設が徴収します。支払いに応じない場合は市が代行して徴収することがあります。それでも滞納が続く場合、退園理由に該当し、利用契約を解除する場合があります。

(2) 保育園（認可、地域）を利用する場合

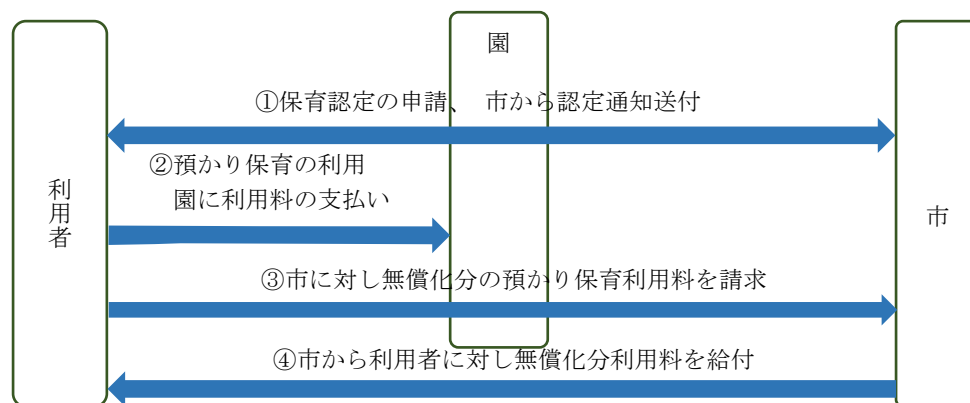
納付期限を過ぎると 20 日以内に「督促状」を送付します。督促状は手数料として 100 円加算されます。督促状の発行後も納付がない場合、「催告書」を送付します。納付時期によっては延滞金が発生します。催告書の発行後も納付がない場合、児童手当法に基づき、通知書を送付し児童手当から強制的に徴収させていただく場合があります。

12 預かり保育の無償化について

1号認定の児童で保育の必要性があると認められる場合は、利用日数に応じて預かり保育の利用料が無料になります。（月額 11,300 円上限）

なお、3歳になった日から最初の3月31日までは住民税非課税世帯のみ無料となります。（月額 16,300 円上限）

(1) 手続きの流れ



(2) 申請について

入園申込みとは別に申請が必要です。園児の父母が「保育の必要性」（P. 3）に該当し「保育の必要性を証明する書類」（P. 5）の提出が必要です。

(3) 申請書提出時期

4月入園の場合は入園決定後、申請のご案内をします。

上記以外の場合は、預かり保育を利用する前に、園を通じ子育て支援課に提出してください。

(4) 施設等利用給付の請求

市への請求は年4回（3か月ごと）、各園で取りまとめ市へ提出します。

利用月	請求書提出時期	振込時期
4～6月利用分	7月	8月
7～9月利用分	10月	11月
10～12月利用分	1月	2月
1～3月利用分	4月	5月

「ひと月の利用日数×450円」と「上限額 11,300 円」を比較し、低い金額がその月の上限額となります。（3歳になった日から最初の3月31日までの対象者は月額 16,300 円が上限）

(5) 変更申請

申請した内容に変更があった場合は速やかに変更申請書を提出してください。

13 Q & A

Q 1 入園は先着順ですか。

A 先着順ではありません。提出期限内に申請いただいた方を対象に、優先度の高い児童から入園を決定します。(ただし、1号認定は先着順の場合があります。)

Q 2 慣らし保育をしたい場合は、どうしたらよいですか。

A 育児休業から復帰する場合や新たに就職する場合は、慣らし保育期間が確保できます。入園日を就労開始日の1～2週間程度前(最大平日で10日)にすることができます。入園日より前に慣らし保育を希望する場合は一時預かりとなります。(例: 6月1日に就労を開始する場合、慣らし保育期間を含めて5月下旬から入園することができます。この場合、5月入園となるため4月10日までに入園申込書をご提出ください。)

Q 3 求職活動で入園を申し込んで、仕事が見つからなかった場合はどうなりますか。

A 3か月以内に仕事が見つからなかった場合、原則として退園になります。ただし、3歳以上のお子さんは「1号認定」を受けることができる場合があります。

Q 4 空き状況は教えてもらえますか。

A ホームページ等で公表は行っていないので、市役所本庁子育て支援課保育園係までお問い合わせください。

Q 5 3号認定から2号認定に切り替わると、保育料は無償化になりますか。

A 年度途中で満3歳に達すると2号認定への変更通知が送付されますが、年度内は3号認定の保育料をお支払いいただき、翌年度から無償化になります。

Q 6 所得課税証明書が必要になるのはどのような場合ですか。

A 令和7年8月までの保育料と副食費は令和6年度の市民税、令和7年9月以降は令和7年度の市民税により算定します。このため、各年度の市民税が十日町市以外で課税されている場合は所得課税証明書の提出が必要です。なお、申請書類に個人番号を記載することにより、所得課税証明書の提出を省略することも可能です。

14 認定こども園・保育園一覧表

区分		施 設 名	所在地	開所時間	保育標準時間 (教育標準時間) ※1	保育短時間	受入 年齢	電話番号 (025)	給食 ※2	休日 保育
認定 こども園	幼稚園型	天使幼稚園	寿町 4	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～15:00)	8:30～16:30	満 1 歳	752-3466	◎	×
	幼保連携型	愛宕幼稚園	川原町	7:30～19:00	7:30～18:30 (9:00～15:30)	8:30～16:30	6 か月	752-3123	◎	×
		むつみこども園	桑原	7:30～19:00	8:00～19:00 (9:00～15:30)	8:30～16:30	6 か月	756-2424	◎	×
		慈光こども園	北新田	7:00～19:00	7:30～18:30 (9:00～15:00)	8:00～16:00	2 か月	752-3587	◎	○
		北越こども園	本町 6-1	7:15～19:15	7:30～18:30 (9:00～15:30)	8:30～16:30	2 か月	757-3860	△	×
		いずみこども園	昭和町 3	7:20～19:00	7:20～18:20 (9:00～15:00)	8:30～16:30	2 か月	752-4472	△	○
		中条こども園	中町	7:20～19:00	8:00～19:00 (9:00～15:30)	8:30～16:30	2 か月	757-5446	◎	×
		しんざこども園	新座 3	7:30～19:00	7:30～18:30 (9:00～15:30)	8:30～16:30	2 か月	757-6002	◎	×
		うえのこども園	上野	7:30～19:00	8:00～19:00 (9:00～15:30)	8:30～16:30	2 か月	768-2321	◎	×
		あおのもり	土市 1	7:30～19:00	7:30～18:30 (9:00～15:30)	8:30～16:30	2 か月	758-3782	◎	×
	保育所型	中里なかよし保育園	田中	7:30～19:00	7:30～18:30 (9:00～15:00)	8:30～16:30	2 か月	763-3322	△	×
		まつだい保育園	松代	7:30～19:00	7:30～18:30 (8:30～15:30)	8:30～16:30	2 か月	597-2178	△	×
		千手さくら保育園	学校町	7:00～19:00	7:30～18:30 (8:30～15:30)	8:30～16:30	2 か月	768-2148	△	×
保育所	私立	十日町幼児園	本町西 1	7:15～19:00	7:15～18:15	8:30～16:30	2 か月	752-2068	◎	○
		大井田保育園 ※4	四日町 1	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	2 か月	752-2009	△	×
		山本愛泉保育園	山本町 2	7:20～19:00	7:20～18:20	8:30～16:30	2 か月	757-0133	◎	○
	公立	鑑島保育園	南鑑坂	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	6 か月	757-8795	△	×
		高山保育園	錦町 2	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	4 か月 ※3	757-8908	△	×
		きらきら西保育園	下川原町	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	4 か月 ※3	757-0338	△	×
		松之山保育園	松之山	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	6 か月	596-2225	△	×
地 域		水沢南部保育園	水沢 3	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00	満 1 歳	758-2229	☆	×
小規模		しらうめ保育園 ※5	高田町 4	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	2 か月～ 2 歳児	752-4959	◎	×

※1 教育標準時間・・・1号認定の方の利用時間です。

※2 給食・・・完全給食◎、3歳未満児は完全給食・3歳以上児は副食のみ△、副食のみ☆

※3 0～2歳児の入園は、原則としてきょうだいが既に入園している児童になります。詳しくは保育園係に問い合わせください。

※4 令和7年4月から幼保連携型認定こども園に移行予定です。

※5 しらうめ保育園の連携施設は「高山保育園」と「慈光こども園」です。

問い合わせ先

■十日町市役所子育て支援課保育園係（〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地）
電話：025-757-9169

■川西支所 地域振興課 市民係（〒948-0192 十日町市水口沢12番地）
電話：025-768-4956

■中里支所 地域振興課 市民係（〒949-8492 十日町市上山己2133番地）
電話：025-763-3121

■松代支所 地域振興課 市民係（〒942-1592 十日町市松代3252番地1）
電話：025-597-2221

■松之山支所 地域振興課 市民係（〒942-1492 十日町市松之山1597番地2）
電話：025-596-2169